

「一括交付金」制度設計における大原則

平成 22 年 4 月 6 日

全国知事会一括交付金プロジェクトチーム

政府は、「地域主権戦略の工程表（原プラン）」に基づき、平成 23 年度から「一括交付金」を導入するための議論を重ねている。

これを受け、全国知事会一括交付金プロジェクトチームは、対象とする範囲・東ね方、総額、配分基準などを論点に、地域主権に向けて意義のある一括交付金制度のあり方について、これまで幅広く議論してきたところである。

同時に、地方における財源総額が大幅に削減され、地方の権限・裁量の拡大につながらなかった、かつての「三位一体の改革」の二の舞になることを強く懸念している。

政府において検討中の「中期財政フレーム」においても、いやしくも、一括交付金化を国の一方的な財源捻出の手段とするようなことがあってはならない。

このため、「一括交付金」の制度設計に当たっては、下記を大原則とすべきである。

記

- 1 一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源に転換するものであること
 - (1) 地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと
 - (2) 国によるチェックを、事前規制型ではなく、事後評価を重視したものとする
- 2 一括交付金化に当たって、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること
(地方の意思を十分反映し、必要な予算総額を決定できる仕組みを確保すること)

- 3 一括交付金は、省庁縦割りの弊害を排除するため、国費を交付する政策目的に応じた分野の括り方を工夫すること
(分野内の使途区分を設けないこと、分野間の流用も一定程度認めること)
- 4 一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること
- 5 一括交付金化によって、本格的な税財源の移譲に向けた議論が後退するようなことにはならないこと
- 6 一括交付金化の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分聴取するとともに「国と地方の協議の場」において協議すること